

焼津市告示第114号

平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月3日

焼津市長 中野 弘道

平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の活性化や地域の課題解決を目指した、自主的かつ自立的な市民活動を推進するため、市民公益活動事業を行う市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「市民公益活動事業」とは、次の各号のいずれにも該当する事業をいう。

- (1) 地域の活性化又は地域の課題解決を目指し、自主的かつ自立的に行う非営利の事業
- (2) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業
- (3) 次のいずれかに該当する事業

ア 第5次焼津市総合計画の後期基本計画に掲げる施策の推進に資する事業で、市民活動団体が単独又は行政等と協働して行うもの

イ 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は次の各号のいずれにも該当する団体又は市長が特に認めた団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。
- (4) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が運営し、又は実質的に運営に関与している団体であること。

イ 暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している団体であること。

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う市民公益活動事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

(1) 同一年度において、国又は地方公共団体等による補助、助成その他の財政支援を受けているものである場合

(2) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するものである場合

(3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠くものである場合

(4) 施設等の建設、修復又は整備を目的とするものである場合

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。

(1) 団体の存立のための経常的な活動に要する経費

(2) 事務所等を維持するための経費

(3) 構成員による会合の飲食費

(4) 不動産及びその従物の取得に要する経費

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、25万円を限度とする。この場合において、別表に掲げる備品購入費に係る補助金の額にあつては、補助対象経費の総額の3分の1以内の額とする。

3 算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を平成29年5月19日までに提出しなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 団体概要書（第3号様式）

(4) 収支予算書（第4号様式）

(5) 団体の規約、会則又は定款

(6) 構成員名簿

(審査委員会の設置等)

第7条 市長は、この要綱による補助金交付の適正化を図るため、焼津市市民公益活動事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る事業の適否について審査委員会に諮問するものとする。

3 前項に規定するもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による審査委員会の意見を踏まえ、補助金の交付について決定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の総額の20パーセントを越える変更をしようとするとき。

(2) 補助事業の一部又は全部を変更又は中止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項の規定により市長の承認を求めるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書（第6号様式）

(2) 変更収支予算書（第4号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、焼津市市民公益活動事業変更・中止承認通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月4日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業実績報告書（第8号様式）

(2) 収支決算書（第4号様式）

(3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの

(4) 領収書又はその写し

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続）

第12条 前条の確定通知を受けた者は、焼津市市民公益活動事業費補助金請求書（第10号様式）を確定通知を受けた日から起算して20日以内に市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続）

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額の100分の80以内において概算払の請求をすることができる。この場合において、補助事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民公益活動事業費補助金概算払請求書（第11号様式）

(2) 資金状況調べ（第12号様式）

（決定の取消し等）

第14条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

（帳簿等の保管）

第15条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

（補助事業者の責務）

第16条 補助事業者は、補助対象事業終了後に開催される報告会に出席し、補助対象事業の内容及び成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告会に出席するほか、補助対象事業の内容及び成果等を積極的に公表するとともに、当該団体に代わり市が公表を行う場合は、これを承諾するものとする。

3 補助事業者は、自主的かつ自立的な活動の実施のため、講座、研修等へ積極的に参加し、自己の研さんに努めなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

費目	補助の対象となる経費の例
報償費	外部講師、専門的技術を要する協力者等への謝礼
旅費	外部講師、専門家、出演者等の交通費及び宿泊費（原則、実費までの支払とする。） 事業実施に直接必要な交通費

消耗品費	会議資料、パンフレット等の用紙代、プリンタインク代、事務用品等の購入費及び塗料、木材等事業実施のために必要と認められる材料費
食糧費	外部講師の食事代及び飲物代（社会通念上適当と認められるものに限る。） 作業等従事者の飲物代（水分補給が必要と認められる場合に限る。）
印刷製本費	コピー機の利用料及び業者に発注する印刷代
通信運搬費 及び手数料	切手代、郵便代及び物品宅配料 広告手数料、清掃手数料等各種手数料
保険料	事業実施に係る保険料
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費
使用料及び 賃借料	会場の使用料、機器類の賃借（レンタル）料及び車両の借上料
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められる備品で、管理責任者を明白にしたものの購入費 （見積書等、備品購入費の算出根拠となるものを添付すること。）

第1号様式（第6条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長 申請者 所在地 団体名 代表者(職・氏名) ㊟	
平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補助対象事業の名称	
補助対象経費の総額	金 円
補助の基準額	補助対象経費の総額 × 3分の2 = 円 ※1,000円未満の端数切り捨て
補助金の申請額	金 円 ※補助の基準額以下で、かつ25万円以下
事業の計画	別紙のとおり
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

(添付書類)

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 団体概要書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 団体の規約、会則又は定款
- (5) 構成員名簿

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

団体名 _____

現状（課題）		
目的		
計画内容 ・日時、場所 ・対象者 ・具体的内容 ・周知方法 ・実施体制等		<input type="checkbox"/> 第5次焼津市総合計画の後期基本計画に掲げる施策のうち「 _____（ ） _____ 」を推進する（ 協働事業 ・ 単独事業 ） <input type="checkbox"/> 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業 ※ 該当する方へ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。
ア ピ ー ル ポ イ ン ト	公益性	・市民誰もが参加できる要素、不特定多数の市民の利益へつながる事項について記入してください。
	地域性	・地域の特性を生かすための工夫、地域の課題やニーズの解決・実現への貢献、他の住民や地域との連携や波及効果を期待できる事項について記入してください。
	自立性 継続性	・自主財源の確保や、行政や他団体との連携など、自立して事業を継続していくために特に努力している点があれば、記入してください。
	その他	・上記以外でアピールしたい事項があれば記入してください。
備考		

第3号様式（第6条関係）

団体概要書

団体の名称	(フリガナ)	
ホームページ		
代表者の氏名等	氏名	
	住所	〒 —
	(連絡先) ※	日中連絡が取れる番号を記入してください。
	電話	
	F A X	
	Eメール	
事務局連絡先	氏名	
	住所	〒 —
	(連絡先) ※	日中連絡が取れる番号を記入してください。
	電話	
	F A X	
	Eメール	
設立年月日	年 月 日 ※特定非営利活動法人の場合は、 <u>認証年月日</u>	
構成員数	人	
設立の経緯		
活動の目的		
主な活動内容		
年間予算額	円	

第4号様式（第6条、第9条、第10条関係）

収支予算書
 (変更収支予算書)
 (収支決算書)

団体名 _____

1 収入の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合計		(補助対象経費の総額と同じ)

2 支出の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合計		(補助対象経費の総額と同じ)

※ 備品を購入する場合は他の費目とは別にし、品目等を記載すること。

※ 変更収支予算書の場合は、変更前の予算を上段に括弧書きし、変更後の予算を下段に記載すること。

3 備品の購入 (備品購入費を申請する場合、購入する備品について記載すること。)

購入備品の合計金額(円)	備品に対する基準額
	(補助対象経費の総額)
	円 × 3分の1 = 円

※ 購入備品の合計金額は、補助対象経費の総額の3分の1以下とすること。

第5号様式（第8条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長

⑩

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の決定 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件 焼津市補助金等交付規則及び平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 4 その他

第6号様式（第9条関係）

焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

⑩

平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、事業の変更・中止の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定

年 月 日付け焼 一 号

2 申請の内容

3 申請の理由

（添付書類）

- (1) 変更収支予算書（第4号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

焼津市市民公益活動事業変更・中止承認通知書

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長

㊟

年 月 日付で申請のあった焼津市市民公益活動事業費補助金に関する補助対象事業の変更等については、下記のとおり承認したので、平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 承認する事項

変更
中止

2 補助金変更決定額

(1) 交付決定額 金 円
(2) 変更決定額 金 円

3 指示事項

第 8 号様式（第10条関係）

焼津市市民公益活動事業実績報告書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 所在地 団体名 代表者（職・氏名）	
年 月 日付け焼 ー 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。	
補助対象事業の名称	
補助金交付決定額	金 円
補助対象経費の総額	金 円
補助の基準額	補助対象経費の総額 × 3分の2 = 円 ※ 1,000円未満の端数切り捨て
補助金の算出額	金 円 ※ 補助の基準額以下で、かつ補助金交付決定額以下
事業の実績	別紙のとおり
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

※ 代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

(添付資料)

- (1) 事業の実績（別紙）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの
- (4) 領収書又はその写し

(別紙)

事業の実績

<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日時、場所・ 参加者・ 具体的内容・ 周知方法・ 実施体制等	
<p>事業の成果</p>	
<p>今後の方向性</p>	
<p>備考</p>	

第9号様式（第11条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金交付確定通知書

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長

㊟

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、平成29年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金

円

2 交付確定額 金

円

第10号様式（第12条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金請求書

金額				千			円

内訳 交付確定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 差引請求額 金 円

年 月 日付け焼 ー 号により交付の確定を受けた焼津市市民公益活動事業費補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
 団体名
 代 表 者 (職 ・ 氏 名)

印

振込先 金融機関	銀行 農協 信用金 庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

第11号様式（第13条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金概算払請求書

金額				千			円

内訳 交付決定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 今回概算払請求額 金 円

年 月 日付け焼 一 号で交付の決定を受けた焼津市市民公益活動事業費補助金について概算払の請求をします。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
 団体名
 代 表 者 (職 ・ 氏 名)

㊞

振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

(添付書類) 資金状況調べ(第12号様式)

第12号様式（第13条関係）

資金状況調べ

単位：円

費目		月別	月～ 月	月～ 月	月～ 月	計
収入						
	小計					
	通計					
支出						
	小計					
	通計					
差引残高（通計）						

※ 未経過の月分については、見込額を計上すること。